

地域とともに生きる群馬用水

群馬用水 だより 75号

出荷を間近にひかえた

榛東地区の下仁田ネギ

群馬用水土地改良区

住所 前橋市古市町406番地

電話 (027)251-0019(代)

URL <http://www.gunmayousui.jp>



写真の説明 下仁田ネギの管理作業に励む北群馬郡榛東村の飯塚永一さん。飯塚さん曰く、「下仁田ネギ栽培で重要な苗作りが上手くできたのは群馬用水のおかげです」とのありがたいお言葉を頂戴しました。(令和3年11月撮影)

●目次

あいさつ 群馬用水土地改良区理事長 後閑千代壽……………	2	通行規制や断水に際し、ご協力をお願いします……………	5
令和2年度決算……………	2	多面的機能支払交付金を活用してみましょう！……………	6
令和2年度財産目録……………	3	令和3年度におけるICT及び再生可能エネルギーへの取り組み状況 ……	7
変更がある場合は、各種手続きが必要です……………	4	露地ナス立毛共励会審査会が開催されました……………	7
賦課金納付について……………	4	営農支援活動……………	8
冬期期間中の給水弁の管理について……………	5	群馬用水のあゆみ……………	8
もし漏水を発見したら……………	5		

あいさつ 群馬用土地改良区理事長 後閑千代壽



新年明けましておめでとうございます。

組合員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本土地改良区の業務運営、事業推進に対しまして格段のご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて、昨年は全国各地で記録的な豪雨に見舞われ、河川の氾濫や土砂災害により、人や家屋、ライフラインなどへ甚大な被害を及ぼしたようです。

土地改良施設を管理する土地改良区とし、ましては防災の観点から、老朽化の進んだ施設の改修を進め、農業生産の基盤となる土地改良施設を適切に維持管理して参りたいと考えています。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、国内ではワクチン接種が行われたことにより、感染者数が減少傾向となりつつありますが、世界では、感染の拡大を示す地域も多く、国内でも感染者の推移が気になります。皆様の生活が一日も早く通常の状態に戻れるよう願うばかりです。

群馬用水は、老朽化した施設の維持管理費の増大や転用による受益地の減少など、土地改良区を取り巻く状況は厳しい中にありますが、地域農業を守り、さらに発展させるため、土地改良施設を後世に引き継いでいかなければなりません。

今年も、引き続き長期計画に基づく各種施策を実施し、安定した財政基盤の確立は基より、施設の適切な維持管理と営農支援及び社会への貢献を進めて参ります。

これからも、組合員皆様の負託に応え、末永く群馬用水を利用して頂く為に役職員共々一丸となって努力して参りますので、一層のお力添えをお願い致しまして挨拶とします。

令和2年度 決算承認

令和2年度一般会計収支決算は、収入総額9億7248万6707円、支出が、9億1229万851円となりました。収入の内訳として、28.12%を占めるのが皆様からの組合費（2億7350万6410円）です。

行政からの支援金が交付金及び補助金、特別負担金（4億3453万3509円）で44.68パーセントです。

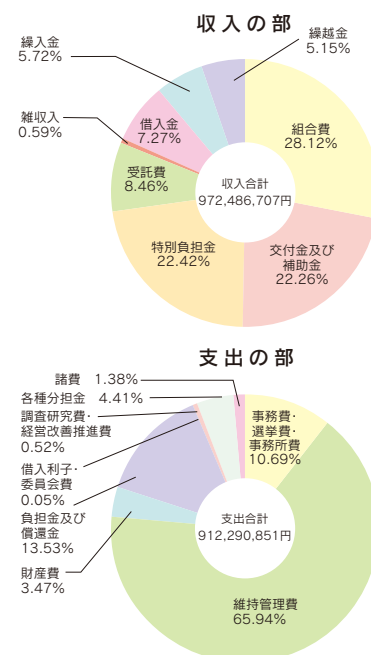
支出の内訳として、65.94%を占める維持管理費（6億156万2869円）で、これは電気料金等の維持管理経費や修繕費です。一般的な事務所経費である事務費・選挙費・事務所費（9754万8933円）は、10.69%です。

また、借入金の償還である負担金及び償還金（1億2342万105円）は、13.53%です。

1. 一般会計収支決算

収入の部 (円)		支出の部 (円)	
組合費	273,506,410	事務費・選挙費・事務所費	97,548,933
交付金及び補助金	216,483,000	維持管理費	601,562,869
特別負担金	218,050,509	財産費	31,673,689
受託費	82,297,475	負担金及び償還金	123,420,105
雑収入	5,711,854	借入利子・委員会費	470,771
借入金	70,731,000	調査研究費・経営改善推進費	4,777,372
繰入金	55,606,023	各種分担金	40,213,000
繰越金	50,100,436	諸費	12,624,112
		予備費	0
計	972,486,707	計	912,290,851

収入支出決算差引額 60,195,856円は令和3年度へ繰越



2. 一般会計の基礎的収支バランス（プライマリーバランス）

プライマリーバランスとは、年度における賦課金等の収入が、維持管理費や更新事業費を賄えているのかを確認する指標です。本土地改良区のプライマリーバランスの考え方は、収入合計額から借入金、基金繰入金、繰越金を控除した額を基礎的財政収入（7億97百万円）とし、支出合計額から償還金と積立金を控除した額を基礎的財政支出（8億46百万円）としています。令和2年度のプライマリーバランスは、基礎的財政収入と基礎的財政支出の差であり△49百万円となり、これを基金から繰り入れて賄っている厳しい財政状況となっています。

単位：千円

①収入合計額	972,486	⑥支出合計額	912,291
②借入金	70,731	⑦償還金	65,862
③基金繰入金	54,490	⑧積立金	54
④繰越金	50,100	⑨基礎的財政支出（⑥－⑦－⑧）	846,375
⑤基礎的財政収入（①－②－③－④）	797,165	プライマリーバランス（⑤－⑨）	△49,210

3. 特別会計収支決算

会計名	収入の部（円）	支出の部（円）	差引増減
農地転用決済金	33,354,289	32,634,509	719,780
職員退職手当	6,009,583	6,009,583	0
利水高度化計画精算金	42,417	42,417	0
発電事業	39,998,864	39,998,864	0

令和2年度 財産目録

令和3年3月31日現在 一般会計

単位：円

摘要	金額	摘要	金額
《資産》			
①流動資産	273,382,897	③固定資産	264,556,633
現金及び預金	76,086,101	土地	60,287,843
一般会計（預金）	76,086,101	事務所敷地及び駐車場	60,287,843
未収金	84,543,196	建物設備	204,268,790
経常費賦課金	20,037,917	事務所	197,780,000
かんばい事業費賦課金	11,393,207	無線設備	1,312,290
維持管理費賦課金	43,809,668	倉庫	5,176,500
ほ場整備事業費賦課金	9,302,404		
その他未収金	112,753,600	④備品	26,464,140
		自動車	16,033,503
②特定資産	1,039,755,894	パソコン	1,075,644
職員退職手当積立金	116,766,679	会議用テーブルほか	9,354,993
農地転用決済金積立金	343,918,010		
利水高度化計画精算金積立金	453,740,045		
財政調整基金積立金	125,331,160		
		資産合計	1,604,159,564

摘要	金額	摘要	金額
《負債》			
①長期負債	749,356,051	②短期負債	245,410,524
日本政策金融公庫借入金	749,356,051	未払金	128,643,845
県営農地防災事業費	27,472,711	職員退職手当引当金	116,766,679
県営かんがい排水事業費	43,744,699		
県営農村地域防災減災事業費	126,198,111		
県営水利施設整備事業費	95,087,109		
県営かんがい排水事業費	27,516,804		
小規模農村整備事業費	222,241,239		
水資源機構営緊急改築事業	207,095,378		
		負債合計	994,766,575

発電事業会計

摘要	金額	摘要	金額
《資産》			
①流動資産	36,570,406	②特定資産	1,350,000
現金及び預金	23,602,498	発電事業積立金	1,350,000
発電事業（預金）	23,602,498		
未収金	12,967,908	③固定資産	46,564,007
その他未収金	127,908	建物設備	46,564,007
その他未収補助金	12,840,000	発電専用構造物	46,564,007
		資産合計	84,484,413

摘要	金額	摘要	金額
《負債》			
①流動負債	36,570,406		
未払金	36,570,406		
		負債合計	36,570,406

変更がある場合は、各種手続きが必要です

このようなときは必ずご通知ください。

- ◆農地の権利移動（相続・売買や貸借等）があったとき
 - ◆氏名や住所を変更したとき
 - ◆経営移譲をしたとき
- } 組合員資格得喪通知書

- ◆農地を転用するとき、地目を変更するとき
 - ◆公共事業用地（道路・公園用地等）で買収・寄付されたとき
- } 転用意見書交付申請書
地区除外申請書
- 地区除外には決済金が必要になります。残存の農地が過重負担にならないために土地改良法第42条第2項に定められています。（土地改良施設が関係する場合、条件が附されることがあります。）

- ◆口座振替による賦課金納付の申込・変更したとき
（群馬県内に本店のある金融機関及び、ゆうちょ銀行が利用できます。）
- } 預金口座振替依頼書

※手続きの注意点

賦課金は**毎年4月1日**現在の組合員名簿・土地台帳を基準にしています。そのため、変更の際は基準日以前に手続きを完了するようお願いします。

賦課金が滞納されている土地を取得すると、土地改良法第42条第1項により、新しい権利者に支払いが義務づけられております。売買に際しては必ず滞納賦課金の有無について当土地改良区にお問い合わせ下さい。（※競売・公売等の場合も同様です。）

※滞納賦課金のある農地を取得または転用した場合、その滞納賦課金は新しい権利者や関係者が負担することになります。

※各届け出は事務局へご連絡いただくか、ホームページ(<http://www.gunmayousui.jp>)より書式をダウンロードしてご利用ください。

名寄帳の発行について

ご希望される組合員の皆様へ名寄帳（賦課金が発生している土地の一覧表）を送付しております。ご希望の方はご連絡をお願いします。

賦課金納付について

皆様から頂いた賦課金は、施設を維持・管理するための費用に充てられ、県央地域へ農業用水を安定供給し農業経営を支える重要な役割を担っています。

耕作していないので水を使用していない、相続で農地を取得したけれど農業をしていない等の質問が寄せられます。土地改良法及び土地改良区定款に基づき受益地内に農地をお持ちであれば水使用の有無や耕作状況に関わらず賦課金は組合員さんにご負担して頂くこととなっています。

詳しいことはこちらへ ▶ 賦課徴収課 TEL027-251-0019(代) 窓口業務時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

冬期期間中の給水弁の管理について

冬期は凍結により給水弁の破損や漏水事故が多く発生します。漏水が原因で思わぬ事故に繋がることがあります。事故を未然に防ぐため、わらや布を柵に詰めて凍結防止対策を行ってください。



給水弁を新設したいとき

事業当初に設置された畑かんの給水弁は、その周辺のみなさんが共同で管理し利用するために設置されました。利用形態の変化で給水弁新設を希望される場合、給水弁新設申請を行ってください。

(なお、設置工事費は自己負担となります。工事方法等のご相談にも応じています。)

もし漏水を発見したら

気温が低下した条件下での漏水は、路面凍結によるスリップなど重大な事故につながる危険があります。もし、漏水を発見したら土地改良区か管内市町村役場群馬用水係までご一報ください。



漏水による路面凍結



空気弁からの漏水

(土地改良区では、休日・祝日も24時間対応しています。)

通行規制や断水に際し、ご協力をお願いします

土地改良施設建設から半世紀が経過し日々のメンテナンスや部分的補修では機能を維持できない施設については、**組合員負担の軽減**を図るため、補助事業を活用し機能保全及び延命を計っています。

工事は取水量の少ない冬期に実施することが多くなります。実施に際し、通行規制や断水などで関係地区の皆様には大変ご不便をおかけしますが、細心の注意を払い施工しますのでご理解とご協力をお願いします。



詳しいことはこちらへ [管理課](#) TEL027-251-0019(代)

多面的機能支払交付金を活用してみましょう！

前橋市大前田町地域で活動が始まりました！

県央地域宮城地区環境保全協議会

前橋市大前田町地域

地区の概要

- 本地区は、前橋市東部に位置し、花と緑に囲まれた純農村地帯である。地域内には群馬用水が流れ安定的な用水供給により農業が盛んな地域である。また、畜産業も盛んな地域である。
- 農業振興を図るために、地域住民と協力して農業用施設の保全管理を行い、多面的機能を図るため、令和3年度に本土地改良区のモデル地区として初の活動組織が設立された。
令和4年度には自治会と連携した環境保全活動を行い更なる地域活性化を目指している。

地区概要

・取組面積	60ha (田36ha、畑24ha)
・資源量	水路4.4km 道路15.0km パイプライン1.6km
・主な構成員	群馬用水土地改良区宮城管理区 (大前田地区)
・年間交付金	(農地維持) 156万円 (長寿命化) 170万円

農地維持支払

共同作業による農地周り・水路・農道の草刈りや、掘ざらいなどが対象になります。



長寿命化

給水弁の交換、水路の補修・更新やため池の浚渫などが対象になります。



令和5年度より全管理区での活動組織設立を目指し
本年は管理区毎の説明会を開催していきます。

令和3年度におけるICT及び再生可能エネルギーへの取り組み状況

ICTへの取り組み

令和3年度から津久田揚水機場（赤城町）、山子田揚水機場（榛東村）、西部第2及び第3揚水機場（北橋町）におけるポンプ運転遠方監視システムの運用を開始しました。夏期灌漑期は落雷や豪雨による水質悪化により支障を来すため、運転状況を遠方から把握できることで、円滑な現地対応が可能となりました。

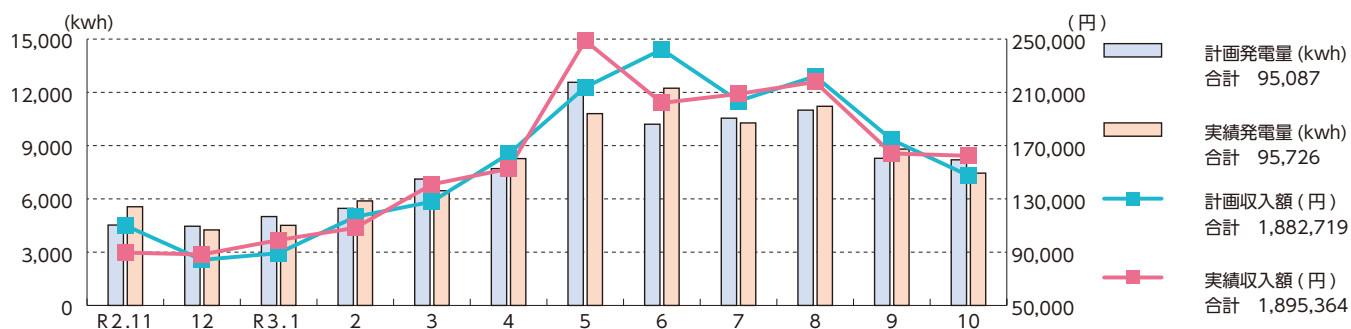
令和3年度は、小坂子町の金丸第1揚水機場、金丸第2揚水機場、それから渋川市北牧の横堀機場に導入し、次年度からの運用を見込んでいます。



再生可能エネルギーへの取り組み

土地改良区事務所や揚水機場に設置している太陽光発電の状況は下記のグラフのとおりです。売電による売り上げは今後見込まれる設備費と維持管理費を控除した金額を一般会計に繰り入れ運営費の一助となっています。

また、今年度は土地改良区の事務室照明をLEDに交換しました。少しずつですが省エネに取り組み、経費削減に取り組んでまいります。



露地ナス立毛共励会審査会が開催されました



審査員によるナスほ場での審査

令和3年8月17日(火)、群馬用水管内の各JAから推薦された露地ナス農家の9ほ場（桐生市新里町、前橋市、渋川市、榛東村、高崎市箕郷町）を回りながら、群馬用水営農推進協議会主催の立毛審査会が行われました。

露地ナスは、群馬県が全国1位の生産量を誇る主力品目で、平成28年から5年連続出荷量日本一を達成しています。

出品ほ場は、生育も順調で日頃の管理が行き届いており、各地区の基本技術の高さが伺われました。協議会では、今後も、管内主力品目の露地ナスや秋冬ネギ等の生産振興を応援していきます。

営農支援活動

群馬用水土地改良区では、畑地での群馬用水利用促進を目指し、組合員さんの除塵機（フィルター）や散水器具の設置を応援しています。

令和3年度には、地区としてまとまった群馬地区（2名）、箕郷地区（3名）で行いました。事業は、県補助事業である小規模農村整備事業を活用し、年度ごとに地区を替えて、除塵機（フィルター）等の設置工事を実施しています。

利用した組合員さんからは、「フィルターの詰まりを、ハンドルを回して簡単に解消できる。」とか「除塵機の使い勝手が良い。」などの声が寄せられました。

また、フィルター清掃の労力軽減、時間短縮が精神的負担を軽くし、今後は作物の生産拡大・品質向上が期待されるところです。令和4年度は、灌水ホースの導入促進を行う予定です。土地改良区では、様々な方法で組合員さんの営農活動を支援していきます。



除塵機(フィルター)の設置状況



41°の角度で散水できる灌水ホース

群馬用水のあゆみ

群馬用水土地改良区の歴史について紹介します

第3号



山根ダム建設の状況

昭和13年に策定された「河川統制計画」は戦争の激化で自然消滅の形となり、問題はすべて戦後に持ち越されました。昭和20年、終戦からの復興に向けて電力不足に対応するため、発電事業が急ピッチで進められました。発電所は順調に完成していきましたが、灌漑用水・水道用水の水源となる山根ダムの建設は先送りされてしまいました。しかし、昭和25年にダムの発電に関する権利が群馬県から、日本発送電（現東京電力（株））に譲渡されたこともあり、昭和27年に策定された「利根川特定地域総合開発計画」に山根ダム計画が明記されました。

その後、昭和34年4月に山根ダム着工となり、昭和36年の水資源開発促進法及び水資源開発公団法の施行により、群馬県・東京都・東京電力（株）からなる、山根ダム建設共同調査委員会から水資源開発公団（現（独）水資源機構）に承継され、昭和42年9月に山根ダムが完成しました。

次回は、山根ダム建設に伴う水資源開発基本計画について紹介します。